



埼玉県報

第 2 4 9 2 号
平成 2 5 年 5 月 1 7 日
金 曜 日

目 次

告示

- [平成25年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県自然学習センター指定管理者の名称の変更\(みどり自然課\)](#)
- [北本自然観察公園指定管理者の名称の変更\(みどり自然課\)](#)
- [手術器材の単価契約に関する落札者等の公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [七郷北部土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [荒川大麻生公園指定管理者の名称の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所変更告示\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県議会広報テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示\(政策調査課\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

平成二十五年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キッチンカーズマーケット
- 三 代表者の氏名
須 藤 真 男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市新井町二十三 十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、移動販売事業（以下「キッチンカー事業」という。）者がキッチンカーを用いて、2011年3月に起きた東北大地震から学び得た、非常時に連携ネットワークの必要性、日頃から各地域と接点を持ち非常時にすみやかに救援活動を行えるシステム構築を目指し、「キッチンカー事業」の必要性を周知し、各地域や福祉施設などとコミュニケーション活動することで社会貢献を行い、キッチンカー事業の機動力を活かした日本全国を繋げる社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

埼玉県自然学習センター条例（平成四年埼玉県条例第十七号）第十五条第二項の規定により、埼玉県自然学習センターの指定管理者である財団法人埼玉県生態系保護協会の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により、北本自然観察公園の指定管理者である財団法人埼玉県生態系保護協会の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地 3
- 5 落札金額
66,342,496円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 2月15日

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネコ商店ビル

埼玉県春日部市大場字沼端十四番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大枝六百七十二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大枝六百七十二番地

株式会社スーパーバリュウー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年一月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年五月一日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年五月九日認可した。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

七郷北部土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡嵐山町

告 示

埼玉県告示第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年五月九日認可した。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

平成二十四年埼玉県告示第七百五十二号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十五年四月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

平成二十四年埼玉県告示第八百八十三号で公示した公共測量（基準点、出来形確認測量）は、平成二十五年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である越谷市長高橋努から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

平成二十四年埼玉県告示第千二百三十三号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

平成二十四年埼玉県告示第四百五十七号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

平成二十五年埼玉県告示第二百八十二号で公示した公共測量（都市再生地籍調査に伴う基準点のパラメータ補正）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である東松山市長森田光一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

平成二十四年埼玉県告示第八百七十九号で公示した公共測量（ふじみ野市都市計画基本図作成業務）は、平成二十五年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長であるふじみ野市長高畑博から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

平成二十四年埼玉県告示第千二百八十四号で公示した公共測量（四級基準点測量、現況測量、地区界測量）は、平成二十五年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である所沢市長藤本正人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

平成二十四年埼玉県告示第千二百八十九号で公示した公共測量（四級基準点設置・境界点取付け）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

平成二十四年埼玉県告示第千三百七十九号で公示した公共測量（確定測量、土地改良事業（ほ場整備）江ヶ崎・実ヶ谷地区）は、平成二十五年三月二十七日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県春日部農林振興センター所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十号で公示した公共測量（東松山市公共基準点のパラメータ補正）は、平成二十五年三月一日終了した旨測量計画機関の長である東松山市長森田光一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

平成二十四年埼玉県告示第六百九十三号で公示した公共測量（数値地形図データ更新）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

平成二十五年埼玉県告示第九十七号で公示した公共測量（復旧測量（基準点））は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である草加市長田中和明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

平成二十四年埼玉県告示第千二百六十八号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である白岡市長小島卓から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市白子三丁目中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

副 島 健 義 和光市白子三丁目十一番七十五号

就任した理事の氏名及び住所

小 宮 脩二郎 和光市白子三丁目十一番四十八号

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により、荒川大麻生公園の指定管理者である財団法人埼玉県生態系保護協会の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告示

埼玉県告示第六百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名 称	変更後の住所	住所の変更日
埼玉県知事第十五号	アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町一番二十号	平成二十五年四月十五日

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会広報テレビ番組等制作・放送業務委託 1番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
29,982,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛飾吉川松伏線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市大字戸ヶ崎字大道西二三〇番一地先まで	三郷市大字戸ヶ崎字大道西三二八番三地先から	区 間
	九二・六〇	延長 (メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年五月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年五月十日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字七本木字八幡郷二千百十九番十
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十二・六六メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・五〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年五月一日

指令越建セ第二四〇〇五〇二号

二 検査済証番号

平成二十五年五月十三日

越建セ第六〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下千三十七番四、千三十七番六、千三十八番一、千三十八番七、千三十八番八、千四十一番一、千四十一番六、千四十一番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区城南二―七―六三サンヴェール井田A一〇三号
増田 佐知夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月二十六日

指令越建セ第二四〇〇七二号

二 検査済証番号

平成二十五年五月十四日

越建セ第六四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千六十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千六十番三

濱田 裕也

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 購入等物件及び数量

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム | 9,869 トン |
| (2) 水道用液体塩素 | 808 トン |
| (3) 水道用次亜塩素酸ナトリウム | 940 トン |
| (4) 水道用粉末活性炭(ウェット炭) | 302 トン |
| (5) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) | 239 トン |
| (6) 水道用濃硫酸 | 1,287 トン |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号

3 契約期間

1 の購入等物件について

- (1) ~ (5) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで
- (6) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4 納入場所

1 の購入等物件について

- (1) アイウエオ
- (2) アイウ
- (3) エオ
- (4) アイウ
- (5) アオ
- (6) アイエオ

納入場所ア～オは以下のとおり

- ア 埼玉県大久保浄水場
- イ 埼玉県庄和浄水場
- ウ 埼玉県行田浄水場
- エ 埼玉県新三郷浄水場
- オ 埼玉県吉見浄水場

5 落札者を決定した日

平成 25 年 3 月 28 日

6 落札者の氏名及び住所

1 の購入等物件について

- (1) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- (2) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号

- (3) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- (4) 大和化成株式会社 埼玉営業所
埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外 1870 番地 17 号
- (5) 株式会社吉岡商店
東京都墨田区八広四丁目 43 番 9 号
- (6) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号

7 落札金額

1 の購入等物件について

- (1) 1 トン当たり 20,370 円
- (2) 1 トン当たり 73,395 円
- (3) 1 トン当たり 52,500 円
- (4) 1 トン当たり 446,250 円
- (5) 1 トン当たり 426,300 円
- (6) 1 トン当たり 16,695 円

8 落札者を決定した手続

一般競争入札

9 入札の公告を行った日

平成25年 2 月 1 日

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年五月十七日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年五月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十五年六月定例会提出予定案件について

ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

ハ その他

告示

埼玉県選管告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 一心会 上尾甞生病院	埼玉県上尾市大字地頭方四百二十一番一
老人ホーム	社会福祉法人 麻葉会 特別養護老人ホーム ルー工	埼玉県熊谷市川原明戸四百七十一番三

告 示

埼玉県選管告示第五十一号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。